

第1版

2025.12.18 現在の支援メニュー

令和7年大分市佐賀関大規模火災 被災者生活再建支援制度 支援メニュー集

大分市

目 次

1.罹災証明書の発行	3
2.経済的な支援	4
2-1 生活資金や生活再建の資金に関する支援	4
2-1-1 大分市佐賀関大規模火災見舞金	4
2-1-2 生活福祉資金制度による貸付(福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要な経費))	6
2-1-3 生活福祉資金制度による貸付(福祉費(住居の移転等に必要な経費))	7
2-1-4 生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金)	8
2-1-5 生活保護	9
2-1-6 ハロートレーニング(公的職業訓練)	10
2-1-7 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	11
2-1-8 被災者生活再建支援金(国の制度)※一部市と県の制度	13
2-1-9 災害義援金	16
2-2 その他の支援	17
2-2-1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	17
3.住まいの確保・再建のための支援	18
3-1 住まいを補修したい・修理したい	18
3-1-1 災害復興住宅融資(補修)	18
3-1-2 生活福祉資金制度による貸付(福祉費(住宅の補修等))	20
3-1-3 住宅の応急修理(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	21
3-1-4 住宅の応急修理(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	23
3-2 新しい住まいに建て替え・取得・入居したい	24
3-2-1 災害復興住宅融資(建設)	24
3-2-2 災害復興住宅融資(購入)	26
3-2-3 市営住宅への入居(災害被災者目的外使用)	28
3-2-4 応急仮設住宅の供与	29
4.生活面への支援	30
4-1-1 佐賀関大規模火災に関する総合窓口「市民サポートセンター」	30
4-1-2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士による無料法律相談	31
5.各種減免、支払いの猶予等	32
5-1 税に関すること	32
5-1-1 市税の特別措置	32
5-1-2 国税の特別措置	34
5-1-3 県税の特別措置	35

5-2 証明書の交付手数料.....	40
5-2-1 手数料等の減免(税証明書).....	40
5-2-2 証明手数料等の免除.....	41
5-2-3 個人番号カード再発行の手数料無料.....	42
5-3 公共料金・使用料等.....	43
5-3-1 公共料金・使用料等の特別措置.....	43
5-3-2 水道料金のお支払い期日の延長.....	44
5-4 医療費・保険料・年金.....	45
5-4-1 国民健康保険の窓口負担の減免措置等.....	45
5-4-2 国民年金保険料の免除.....	47
5-4-3 国民健康保険税の減免.....	48
5-4-4 後期高齢者医療保険一部負担金等の免除.....	49
5-4-5 後期高齢者医療保険料の減免.....	50
5-4-6 国民健康保険税の徴収猶予.....	51
5-4-7 年金受給権者の支給停止解除.....	52
5-5 高齢者福祉.....	54
5-5-1 介護保険サービス利用者負担額等の減免.....	54
5-5-2 介護保険料の減免.....	55
5-6 障がい者(児)福祉.....	56
5-6-1 自立支援医療費、補装具費の利用者負担の減免.....	56
5-6-2 「障害福祉サービス」及び「障害児通所支援事業」等に係る災害等による特例給付.....	57
5-7 子育て・教育.....	59
5-7-1 母子父子寡婦福祉資金貸付金.....	59
5-7-2 教科書等の無償給与(災害救助法).....	61
5-7-3 児童扶養手当の特例措置.....	62
5-7-4 児童養護施設等徴収金の減免.....	63
5-7-5 しらゆりハイツ(母子生活支援施設).....	64
6.事業者に関すること.....	65
6-1-1 小規模企業共済(災害時貸付).....	65
6-1-2 災害対応資金.....	67
○ 被災者生活再建支援制度支援メニュー 一覧表.....	69

1.罹災証明書の発行

罹災証明書とは、地震や台風などの自然災害により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づいて、市が住家の被害の程度(全壊、半壊等)を証明するものです。罹災証明書は、公的な各種被災者支援制度の適用を目的として、被災者(被災世帯)に対して交付します。

●罹災証明書

【対象となる方】

○自然災害等により住家に被害を受けた方。

- ・現にその住宅に居住していた世帯が交付対象となります。
- ・建物の所有者に限りません。アパートや借家にお住いの方も交付対象となります。
- ・住民票の有無は問いません。住民票が大分市にない場合でも居住実態があれば交付対象となります。

【要件】

○自然災害等により生じた住家の被害。

- ・災害によって被害を受けたことが客観的に確認できない場合は、罹災証明書は交付できません。
- ・非住家(空き家、店舗、事務所、倉庫等)、動産などの被害については、対象外です。これらの被害については別途「被災証明書」を交付します。

●被災証明書(住家以外の被害の証明)

被災者からの申請にもとづいて、住家以外の建物や工作物、動産などが自然災害等により被害を受けたことを市が証明するものです。

「被災証明申請書」に必要事項をご記入のうえ、被害の程度が分かる写真を添えて、防災危機管理課もしくは最寄りの支所(地域担当班)の窓口にて申請してください。

【必要なもの】

- ・被害状況の分かる写真
- ・窓口に来られる方の身分証明書(運転免許証やマイナンバーカードなど)

【相談窓口】

総務部 防災局 防災危機管理課 連絡先 097-537-5664

2.経済的な支援

2-1 生活資金や生活再建の資金に関する支援

2-1-1 大分市佐賀関大規模火災見舞金

令和 7 年 11 月 18 日に発生した佐賀関大規模火災により、被害を受けた家屋に居住する世帯の世帯主に対し、大分市から以下のとおり見舞金を支給します。

【見舞金の区分および金額】

区分	金額
全壊	50,000 円
大規模半壊・中規模半壊・半壊	30,000 円

【支給方法】

口座振込 ※ただし、当面の間、佐賀関市民センターのみ現金払を行います。

【申請期限】

令和8年3月31日(火)※郵送の場合は必着

【必要書類】

	申請者	申請書	委任状・誓約書 (申請書裏面)	罹災証明書の写し	印鑑	通帳 の写し	備考
現金払	世帯主	○		○	お持ちの場合		現金払は世帯主・被災時同一世帯員のみに限ります
	被災時同一世帯員	○	○	○			
口座払	世帯主	○		○		○	口座振込は世帯主・被災時同一世帯員のみに限ります
	被災時同一世帯員	○	○	○		○	

【申請窓口】

福祉保健部福祉保健課、各支所、市民サポートセンター
(郵送の場合は福祉保健課まで)

【相談窓口】

福祉保健部 福祉保健課 連絡先 097-537-5996

2-1-2 生活福祉資金制度による貸付(福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要となる経費))

【貸付内容】

火災等によって災害を受けたことによる復旧に要する経費

貸付限度額:150万円以内

貸付利率:無利子(連帯保証人あり)、年1.5%(連帯保証人なし)

据置期間:貸付日から6か月以内

償還期間:据置期間経過後7年以内

【対象となる方】

低所得世帯(市町村民税非課税又は均等割課税程度)、障がい者世帯又は高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者のいる世帯)

※災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外

【申込に必要なもの】

- ・生活福祉資金借入申込書
- ・世帯全員の住民票
- ・収入がわかる書類
- ・印鑑
- ・本人確認ができるもの(運転免許証・個人番号カード等)の写し
- ・官公署発行の被災(罹災)証明書もしくは被災したことを証する写真等
- ・業者の作成する工事の見積書、図面
- ・その他、審査のために必要な書類

【申込窓口】

大分市社会福祉協議会 生活支援課

【相談窓口】

大分市社会福祉協議会 生活支援課 連絡先 097-547-9562

2-1-3 生活福祉資金制度による貸付(福祉費(住居の移転等に必要な経費))

【貸付内容】

住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費

貸付限度額:50万円以内

貸付利率:無利子(連帯保証人あり)、年1.5%(連帯保証人なし)

据置期間:貸付日から6か月以内

償還期間:据置期間経過後 3 年以内

【対象となる方】

低所得世帯(市町村民税非課税又は均等割課税程度)、障がい者世帯又は高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者のいる世帯)

【申込に必要なもの】

- ・生活福祉資金借入申込書
- ・世帯全員の住民票
- ・収入がわかる書類
- ・印鑑
- ・本人確認ができるもの(運転免許証・個人番号カード等)の写し
- ・その他、審査のために必要な書類

※貸付には、いくつかの条件がありますので、詳細についてはお問合せください。

【申込窓口】

大分市社会福祉協議会 生活支援課

【相談窓口】

大分市社会福祉協議会 生活支援課 連絡先 097-547-9562

2-1-4 生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金)

【貸付内容】

火災等被災により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付ける少額の費用

貸付限度額:10万円以内

貸付利率:無利子(連帯保証人不要)

据置期間:貸付日から2か月以内

償還期間:据置期間経過後1年以内

【対象となる方】

低所得世帯(市町村民税非課税又は均等割課税程度)、障がい者世帯又は高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者のいる世帯)

【申込に必要なもの】

- ・生活福祉資金借入申込書
- ・世帯全員の住民票
- ・収入がわかる書類
- ・印鑑
- ・本人確認ができるもの(運転免許証・個人番号カード等)の写し
- ・官公署発行の被災(罹災)証明書もしくは被災したことを証する写真等
- ・その他、審査のために必要な書類

※貸付には、いくつかの条件がありますので、詳細についてはお問合せください。

【申込窓口】

大分市社会福祉協議会 生活支援課

【相談窓口】

大分市社会福祉協議会 生活支援課 連絡先 097-547-9562

2-1-5 生活保護

生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。

生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になる。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。

生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されている。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。

保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。

【対象となる方】

資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方

○申請(相談)時にあれば持参していただきたいもの

- ・本人確認ができるもの(マイナンバーカード、障害者手帳など)
- ・預金通帳、年金証書など収入が確認できるもの
- ・資産がある方は、内容のわかるもの(生命保険証や自動車車検証など)

※持参していなくても相談可能です。また、各自状況によって提出していただくものが異なります。

【申請(相談)窓口】

- ・福祉保健部 生活福祉課 連絡先 097-537-5706
- 生活福祉東部事務所(鶴崎支所内) 連絡先 097-527-2104
- 生活福祉西部事務所(植田支所内) 連絡先 097-541-1254

2-1-6 ハロートレーニング(公的職業訓練)

災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練を受けることができます。また、訓練期間中に生活費が支給される制度もあります。

【対象となる方】

災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた方が対象です。

【申請窓口】

公共職業安定所

【相談窓口】

ハローワーク大分 OASIS 庁舎(職業訓練相談コーナー)

連絡先 097-534-8680

2-1-7 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けた返済中の被災者(旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。)に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援します。

○支援内容の概要

- ・返済金の払込みの据置:被災の程度に応じて1～3年間
- ・払込猶予期間中の金利の引き下げ:被災の程度に応じて0.5～1.5%の金利引き下げ(ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%まで引下げ)
※フラット35(買取型)の場合は0.5%引下げた金利

- ・返済期間の延長:被災の程度に応じて1～3年

支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まります。

※詳細については、住宅金融支援機構または取扱金融機関にご確認ください。

【対象となる方】

以下のいずれかに該当する事業者

- ①商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
- ②融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
- ③債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方

【必要なもの】

「災害復興住宅融資のご案内」をご覧ください
(住宅支援機構 HP で入手できます)

○対象者

すでに被災住宅の復旧が行われている場合は、原則融資を利用できません。

○申込受付期間

原則、り災日より2年間

※詳細は住宅金融支援機構の HP でご確認ください。

（佐賀関大規模火災のトピックがあります）

- ・問い合わせ先の案内
- ・返済中の方向けの相談案内
- ・高齢者向け融資があります。 ※満 60 歳以上対象

【申請窓口】

独立行政法人住宅金融支援機構

【相談窓口】

土木建築部 住宅課 連絡先 097-585-5072

2-1-8 被災者生活再建支援金(国の制度)※一部市と県の制度

被災者生活再建支援金は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するために支給されるものです。

※本制度適用時、半壊および中規模半壊については、被災者生活住宅支援金として、市および大分県制度と同等となるように支給を行います。

【支援金の内容】

○基礎支援金…住宅の被害程度に応じて支給する支援金

○加算支援金…住宅の再建方法に応じて支給する支援金

【複数世帯の場合】			(万円)	
区分	①基礎支給支援金	住宅の再建方法	②加算支給支援金	合計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入	200	300
		補修	100	200
		賃借	50	150
大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
		補修	100	150
		賃借	50	100
中規模半壊世帯	50	建設・購入	100	150
		補修	80	130
		賃借	50	100
半壊世帯	50	建設・購入	100	150
		補修	80	130
		賃借	50	100

【単身世帯の場合】			(万円)	
区分	①基礎支給支援金	住宅の再建方法	②加算支給支援金	合計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入	150	225
		補修	75	150
		賃借	37.5	112.5
大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
		補修	75	112.5
		賃借	37.5	75
中規模半壊世帯	37.5	建設・購入	75	112.5
		補修	60	97.5
		賃借	37.5	75
半壊世帯	37.5	建設・購入	75	112.5
		補修	60	97.5
		賃借	37.5	75

【対象となる方】

- ・全壊世帯 ※1
- ・解体世帯(半壊解体・敷地被害解体) ※2
- ・長期避難世帯 ※3
- ・大規模半壊世帯 ※1
- ・中規模半壊世帯 ※1
- ・半壊世帯※1

※1 住家の被害程度を示す「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」は本市が発行する罹災証明書に記載があります。

※2 住家の被害程度が「大規模半壊」、「半壊」又は「中規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険である場合や修理に高額な費用が生じる場合等、災害起因のやむを得ない理由により解体した場合が対象となります。

なお、罹災判定を受けた住宅の一部解体は対象外であり、すべて解体(全部解体)しなければ対象となりません。

※3 長期避難世帯の認定は、避難指示等が解除される見通しがない場合などに大分県が行います。(12月12日現在、長期避難世帯の認定はありません)

【申請期間】

- 基礎支援金…令和8年12月17日まで
- 加算支援金…令和10年12月17日まで

【必要書類】

区分	必要書類	全壊 世帯	解体世帯		長期 避難 世帯	大規模 半壊 世帯	中規模 半壊 世帯	半壊 世帯
			半壊解体 世帯	敷地被害 解体世 帯				
共通	申請書	○	○	○	12月12日現在、長期避難世帯の認定はありません。	○	○	○
基礎 支援金	罹災証明書	○	○	○		○	○	○
	長期避難世帯 証明書							
	住民票の写し ※	○	○	○		○	○	○
	預金通帳の写し※	○	○	○		○	○	○

	解体証明書または滅失登記簿謄本		○	○				
	敷地被害証明書類			○				
加算支援金	契約書等の写し	○	○	○		○	○	○

※個人番号(マイナンバー)、公金受取口座記載により添付を省略できます。

ただし、情報連携エラー等の場合、提出を求める場合もありますので、予めご了承ください。

※住民票と居住地が異なる場合や被災後転居した場合など、追加の書類を求める場合がありますので、ご了承ください。

【留意事項】

- ・先に基礎支援金のみ申請を行うことも、基礎および加算支援金同時に申請を行うことも可能です。
- ・住宅の所有者であっても、実際に生活の本拠として居住していない場合は対象となりません。また、加算支援金で申請の再建先に居住しない場合も同様です。
- ・公営住宅の入居(賃借)は加算支援金の対象外となります。
- ・その他条件等ございますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

【申請窓口】

福祉保健部福祉保健課、各支所、市民サポートセンター
(郵送の場合は福祉保健課まで)

【相談窓口】

福祉保健部 福祉保健課 連絡先 097-537-5996

2-1-9 災害義援金

被災された方の生活再建を支援するため、個人、企業、団体等から寄せられた義援金について配分委員会で審議し、配分を行います。

○第1次配分対象・金額

・対象

罹災証明書を交付された世帯

(ただし、被災世帯全員が支給を受ける前に亡くなられた場合を除く)

・金額

罹災証明書に記載の被害の程度	配分金額
全壊	100万円
大規模半壊～半壊	50万円
準半壊・一部損壊	10万円

※第2次配分以降については、改めてお知らせします。

○配分方法

・口座振込

○必要書類

・義援金配分申請書

・罹災証明書

・通帳の写し(原則、世帯主名義のみ)

※振込口座が、世帯主名義以外(被災時同一世帯員に限る)の場合は委任状

○受付場所

・市民サポートセンター、子ども企画課または郵送

※市民サポートセンターでの受付は、当面の間実施します。

○振込予定日

・令和8年1月13日(火)予定 ※12月26日(金)までの申請受付分
その後の申請受付分は、順次振込予定です。

○お問い合わせ

子どもすこやか部 子ども企画課 連絡先 097-574-6516

2-2 その他の支援

2-2-1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

災害救助法の規定により、避難生活から日常生活を再開するに当たり、最小限必要となる物を現物支給する制度です。

【支給物の例】

- ・肌着、シャツ、ズボン等の被服
- ・掛け布団、敷き布団、枕等の寝具
- ・タオル、歯磨きセット、紙おむつ等の衛生用品
- ・やかん、鍋、包丁等の台所用品
- ・洗剤、ほうき、ごみ箱等の掃除洗濯用品

※1 住家の被害区分と世帯の人数により、申請できる支給物の価額の合計額が異なってきます(例:全壊で1人世帯は33,700円まで、全壊で2人世帯は43,500円まで)。

※2 市が用意した一覧から希望する物を選択していただくこととなります。自由に欲しい物の申請ができるわけではありません。

【対象となる方】

住家の全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊により、被服、寝具その他生活必需品を失い、直ちに日常生活を営むことが困難な方

【申請窓口】

福祉保健部福祉保健課、各支所、市民サポートセンター
(郵送の場合は福祉保健課まで)

【相談窓口】

福祉保健部 福祉保健課 連絡先 097-537-5996

【留意事項】

申請期限については、あらかじめ上の相談窓口までお問合せください。
(申請期限は、国が今後定めることとなります)

3.住まいの確保・再建のための支援

3-1 住まいを補修したい・修理したい

3-1-1 災害復興住宅融資(補修)

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地域団体から、「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。

融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たす必要があります。

この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長できます。

融資限度額(※1)	返済期間(※2)
2,500 万円	35 年

※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記融資限度額又は機構による担保評価額(建物と敷地の合計額)のいずれか低い額が上限。

※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人(連帯債務者を含む)全員が亡くなるまで。元金据置期間は設定できない。

【対象となる方】

自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修する者で、「罹災証明書」の交付を受けた方

【必要なもの】

「災害復興住宅融資のご案内」をご覧ください
(住宅支援機構 HP で入手できます)

○対象者

すでに被災住宅の復旧が行われている場合は、原則融資を利用できません。

○申込受付期間

原則、罹災日より 2 年間

※詳細は、住宅金融支援機構の HP でご確認ください。

(佐賀関大規模火災のトピックがあります)

- ・問い合わせ先の案内
- ・返済中の方向けの相談案内
- ・高齢者向け融資があります。 ※満 60 歳以上対象

【申請窓口】

問合先:独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫

【相談窓口】

土木建築部 住宅課 連絡先 097-585-5072

3-1-2 生活福祉資金制度による貸付(福祉費(住宅の補修等))

【貸付内容】

住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費

貸付限度額:250万円以内

貸付利率:無利子(連帯保証人あり)、年1.5%(連帯保証人なし)

据置期間:貸付日から6か月以内

償還期間:据置期間経過後7年以内

【対象となる方】

低所得世帯(市町村民税非課税又は均等割課税程度)、障がい者世帯又は高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者のいる世帯)

※災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外

【申込に必要なもの】

- ・生活福祉資金借入申込書
- ・世帯全員の住民票
- ・収入がわかる書類
- ・印鑑
- ・本人確認ができるもの(運転免許証・個人番号カード等)の写し
- ・官公署発行の被災(罹災)証明書もしくは被災したことを証する写真等
- ・業者が作成した工事の見積書、図面
- ・その他、審査のために必要な書類

※貸付には、いくつかの条件がありますので、詳細についてはお問合せください。

【申込窓口】

大分市社会福祉協議会 生活支援課

【相談窓口】

大分市社会福祉協議会 生活支援課 連絡先 097-547-9562

3-1-3 住宅の応急修理(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)

【概要】

住宅の応急修理は、住宅が半壊(半焼)もしくは、準半壊の住家被害を受け、自ら修理する資力がない世帯または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分に応急的に修理します。

※応急修理は、市が業者に依頼して実施します。

○修理限度額は1世帯あたり以下(ア)(イ)のとおりです。

(ア)大規模半壊、中規模半壊または半壊:73万9千円以内

(イ)準半壊:35万8千円以内

(ウ)大規模半壊以外の者については資力要件があります。

※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなします。

※対象外となる工事が 있습니다。また、自己負担で対象外工事と組合せて修理することも可能です。

【対象要件】

次の要件をすべて満たす方

- (1)罹災証明書が大規模半壊、中規模半壊、半壊または準半壊のいずれかに該当すること
- (2)罹災証明書が中規模半壊、半壊または準半壊の場合は、自らの資力では応急修理をすることができないこと
- (3)応急修理を行うことにより、避難所等への避難を要しなくなること
- (4)引き続き修理した住家で日常生活を営む予定であること
- (5)令和8年2月18日までに対象工事を完了すること

【必要書類】

- ・災害救助法の住宅の応急修理申込書
 - ・資力に関する申出書
 - ・修理見積書
 - ・罹災証明書(写し)※大規模半壊の場合には不要
 - ・住民票
 - ・施工前の被害状況がわかる写真
 - ・住宅の被害状況に関する申出書
 - ・住宅の応急修理指定業者願書(誓約書添付)
- ※修理を依頼する業者が修理業者名簿にない場合にのみ必要です。

【相談・申請窓口】

土木建築部 建築課 連絡先 097-537-5633

3-1-4 住宅の応急修理(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)

【概要】

- 1 家の応急修理を行うまでの当分の間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急に修理し、家の被害が拡大しないようにします。
- 2 応急修理は、市が業者に委託して実施します。
- 3 修理限度額は1世帯あたり 53,900 円以内です。

【対象要件】

次の要件をすべて満たす方

- (1)災害のため、住家が半壊、半焼またはこれに準ずる程度(大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊相当)の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがあること

※被害の程度の認定は市職員が行う。

- (2)引き続き修理した住家で日常生活を営む予定であること
- (3)令和 7 年 12 月 23 日までに工事を完了すること

【必要書類】

- ・住宅の応急修理(住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理)申込書
 - ・住民票
 - ・施工前の被害状況がわかる写真
 - ・住宅の応急修理指定業者願書(誓約書添付)
- ※修理を依頼する業者が修理業者名簿にない場合にのみ必要です。

【相談・申請窓口】

土木建築部 建築課 連絡先 097-537-5633

3-2 新しい住まいに建て替え・取得・入居したい

3-2-1 災害復興住宅融資(建設)

自然現象により生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。

融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。

※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。

融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。

この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。

構造等	融資限度額(※1)	返済期間(※2)
建設資金	4,500 万円	35 年
整地資金	5,500 万円	35 年

※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額(建物と敷地の合計額)のいずれか低い額が上限

※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人(連帯債務者を含む)全員が亡くなるまで。元金据置期間は設定できない。

【対象となる方】

自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設する方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方

【必要なもの】

「災害復興住宅融資のご案内」をご覧ください
(住宅支援機構 HP で入手できます)

○対象者

すでに被災住宅の復旧が行われている場合は、原則融資を利用できません。

○申込受付期間

原則、罹災日より 2 年間

※詳細は、住宅金融支援機構の HP でご確認ください。

(佐賀関大規模火災のトピックがあります)

- ・問い合わせ先の案内
- ・返済中の方向けの相談案内
- ・高齢者向け融資があります。 ※満 60 歳以上対象

【申請窓口】

問合先:独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫

【相談窓口】

土木建築部 住宅課 連絡先 097-585-5072

3-2-2 災害復興住宅融資(購入)

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けている者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資です。

融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。

※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。

融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。

この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。

融資限度額(※1)	返済期間(※2)
5,500 万円	35 年

※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記融資限度額又は機構による担保評価額(建物と敷地の合計額)のいずれか低い額が上限。

※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人(連帯債務者を含む)全員が亡くなるまで。

【対象となる方】

自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入する者で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方

【必要なもの】

「災害復興住宅融資のご案内」をご覧ください
(住宅支援機構ホームページで入手できます)

○対象者

すでに被災住宅の復旧が行われている場合は、原則融資を利用できません。

○申込受付期間

原則、リ災日より 2 年間

※詳細は、住宅金融支援機構の HP でご確認ください。

(佐賀関大規模火災のトピックがあります)

- ・問い合わせ先の案内
- ・返済中の方向けの相談案内
- ・高齢者向け融資があります。 ※満 60 歳以上対象

【申請窓口】

問合先:独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫

【相談窓口】

土木建築部 住宅課 連絡先 097-585-5072

3-2-3 市営住宅への入居(災害被災者目的外使用)

市営住宅の空き戸のうち入居可能な住戸について災害被災者目的外使用として対象者に提供します。

- ・家賃、駐車場使用料は免除、敷金は不要です。
- ・光熱水費、インターネット料金、共益費等は入居者の負担です。
- ・退去に伴う補修費は原則免除。ただし、通常の使用状況を超える著しい施設の破損等があった場合は修復に要する費用の負担を求める場合があります。
- ・入居期限は 1 年以内。ただし、状況により、当初の一時使用期間を含めて最長 2 年間を限度とし更新することができます。

【対象となる方】

佐賀県大規模火災による被災者であり、住宅に困窮している方

【要件】

火災に伴い居住していた住宅が被害を受け、罹災証明書が発行された方

【必要なもの】

罹災証明書

【申請窓口】

市土木建築部住宅課

【相談窓口】

土木建築部 住宅課 連絡先 097-537-5977

3-2-4 応急仮設住宅の供与

●賃貸型応急住宅

県または市町村が借り上げた民間賃貸住宅に入居可能です。

(住宅の応急修理(修理期間が1か月以内の場合)との併用不可)

【対象となる方】

災害発生日の時点において、災害救助法が適用された市町村に居住し、自らの資力では住宅を得ることができず、災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方であって、次のいずれかを満たす方

- (1)住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない方
- (2)住家が半壊以上であっても耐え難い悪臭等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
- (3)住家が半壊以上であっても住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方(地震ではないため災害救助法対象外、今回は県の事業として実施)
- (4)二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶しているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町村が認める方
- (5)災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、半壊以上であって、修理期間が1か月を超えることが見込まれる方

【要件】

応急仮設住宅の供与(災害救助法)

対象:災害救助法が適用された場合において、上記の要件を満たす方

内容:災害により住家が滅失し、自らの資力では住宅が確保できない世帯に対して、民間賃貸住宅の借り上げによる賃貸型応急住宅(みなし仮設)を供与します。

【必要なもの】

罹災証明書 ※必要に応じて、住民票の写し(原本)など

【申請窓口】

大分市土木建築部 住宅課

【相談窓口】

土木建築部 住宅課 連絡先 097-537-5634

4.生活面への支援

4-1-1 佐賀関大規模火災に関する総合窓口「市民サポートセンター」

佐賀関地区で発生した火災によって被害を受けられた皆様の生活再建を総合的に支援するため、各種手続きや相談などに対応する総合窓口として市民サポートセンターを開設しています。

【開設期間】

11月21日(金曜日)～当面の間
受付時間:午前9時～午後4時

【開設場所】

佐賀関市民センター

【お問い合わせ先】

市民サポートセンター 連絡先 097-575-2419

4-1-2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士による無料法律相談

弁護士、司法書士、土地家屋調査士による生活再建に関する窓口相談を行います。

【対象となる方】

今回の火災で被害に遭われた方

【日時】

12月13日(土曜日)、14日(日曜日)、20日(土曜日)、21日(日曜日)
午前9時～午後4時

【場所】

佐賀関こどもルーム(佐賀関市民センター)

【必要なもの】

なし

【お問い合わせ先】

市民サポートセンター 連絡先 097-575-2419

5.各種減免、支払いの猶予等

5-1 税に関すること

5-1-1 市税の特別措置

災害により被害を受けられた方の中で、一定の要件を満たす方については、市税について、税額が軽減又は免除される場合や、申告・納付等の期限が延長される場合などがあります。

1 市税の減免

被災された納税者が一定の要件を満たす場合は、市税(市民税、固定資産税、事業所税など)について、減免申請をすることができます。

2 申告・納付等の期限延長

災害その他やむを得ない理由により、市税に関する申告や納付等をその期限までに行うことができないときは、期限の延長を申請することができます。

3 納付・納入の猶予制度

被災された納税者が納付・納入できないと認められるときは、その納付・納入することができないと認められる金額を限度として、徴収の猶予(一定期間)を申請することができます。

【要件】

●市民税

要件 1:災害により納税者が死亡した場合、障がい者となった場合

要件 2:①納税義務者の居住する住宅若しくは所有に係る住宅(不動産事業に係る住宅を除く)又は日常使用する家財につき、受けた損害の程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊であるもの又は受けた損害の金額(保険金等により補てんされるべき金額を除く)が住宅等の価格の3/10 以上、②前年中の合計所得金額が1,000万円以下 ※①～②すべて満たす

要件 3:①農作物の減収による損失額が平年の 3/10 以上、②前年中の合計所得金額が1,000万円以下、③前年中の合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円以下 ※①～③すべて満たす

※所得金額により割合が変わる

- ・必要書類…減免申請書、罹災証明書等
- ・申請…減免申請書を提出
- ・問い合わせ先…市民税課

●固定資産税

(土地)

要件:火災により使用不能となった土地

(家屋・償却資産)

要件:火災により損害を受けた家屋・償却資産

※損害の程度により軽減、免除の割合が異なる

- ・必要書類…減免申請書、罹災証明書等
- ・申請…減免申請書を提出
- ・問い合わせ先…資産税課

●事業所税

要件:天災により全部又は一部が滅失したことにより価値が減じた施設。ただし、当該施設について保険金等により補てんされるべき金額を除く。

※被害状況により軽減、免除の割合が異なる

- ・必要書類…減免申請書、罹災証明書等
- ・申請…減免申請書を提出
- ・問い合わせ先…税制課

●軽自動車税(環境性能割)

要件:災害により滅失した軽自動車の代替車の購入に係る軽自動車税(環境性能割)が免除される場合があります。

※なお、減免申請の受付は大分県が行います。

【申請窓口】・【相談窓口】

財務部 税制課 連絡先 097-537-7314

市民税課 連絡先 097-537-5729

資産税課 連絡先 097-537-5610

納税課 連絡先 097-537-5691

※ 軽自動車税(環境性能割)については、下記にお問い合わせください。

大分県税事務所 連絡先 097-506-5771

自動車税管理室 連絡先 097-552-1121

5-1-2 国税の特別措置

災害等にあったときは、次のとおり、申告・納付などの期限の延長などの特別措置を受けられる場合があります。

1 申告・納付などの期限の延長

災害等の理由により申告・納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限を延長することができます。

2 納税の猶予

災害等により財産に相当の損失を受けたときは、所轄税務署長に申請をすることによって納税の猶予を受けることができます。

3 予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予など

所得税の軽減免除は、最終的には翌年の確定申告で精算されますが、予定納税や源泉徴収の段階でも、その減額又は徴収猶予を受けることができます。

所得税法や災害減免法による所得税の軽減免除は、最終的には、翌年の確定申告で精算されますが、災害等が発生した後に納期限の到来する予定納税や給与所得者の所得税等の源泉徴収税額などについて、確定申告の前にその減額又は徴収猶予などを受けることができます。

4 所得税の全部又は一部の軽減(確定申告)

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることができます。

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」による雑損控除の方法、②「災害減免法」による所得税の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

※ 詳しくは、下記の大分税務署にお問い合わせください。

【申請・相談窓口】

大分税務署 連絡先 097-532-4171

5-1-3 県税の特別措置

災害により被害を受けられた方で、要件に該当する場合は、県税について、軽減又は免除されることがあります。

(減免の申請期限は、災害がやんだ日から1月以内となります。)

また、期限までに申告書など書類の提出または納税を行うことが困難な場合、申請により提出期限の延長または納期限が延長されることがあります。

(期限延長の申請期限は、災害がやんだ日から7日以内となります。)

●自動車税種別割

※損害を受けた日又は運行を休止した初日の属する年度分が対象となります。

【軽減の内容】

(1)自動車の価格の3/10以上の損害を受けた場合

(保険金等により補填されるべき金額を除く)

①損害額が3/10以上5/10未満のとき……税額の3/10を軽減

②損害額が5/10以上のとき……税額の5/10を軽減

(2)災害による交通途絶により、3ヶ月以上運行を休止した場合

①運行休止期間が3ヶ月以上6ヶ月未満のとき……税額の3/10を軽減

②運行休止期間が6ヶ月以上のとき……税額の5/10を軽減

【申請に必要な書類等】

(1)被災した自動車を修繕して運行する場合

①県税災害減免申請書及び付表4

②官公署が発行する、り災証明書又は被災証明書

③自動車整備業者等の修繕費領収証(または写し)または修繕費見積書

④保険金等の補てんがあった場合はその補てん金額を証する書類

⑤自動車検査証

(2)被災した自動車が運行不能の場合

①県税災害減免申請書及び付表4

②自動車現況届出書

③官公署が発行する、り災証明書又は被災証明書

④保険金等の補てんがあった場合は、その補てん金額を証する書類

⑤自動車登録番号標受領証明書

⑥自動車検査証

※自動車の抹消登録ができる場合は、併せて行ってください。

※ 災証明書又は被災証明書は、自動車が災害を受けたことが確認できるものを提出してください。

※ 運行不能な自動車については抹消登録を行えば、抹消登録の翌月以降の自動車税種別割(軽減後の自動車税種別割額)を減額します。

●個人事業税

※ 災害を受けた日の属する年度(災害を受けた日が1月1日～3月 31 日までの間に属するときは翌年度)において、その災害の日以後に納期限の到来するもの

【減免の内容】

減免の要件	減免される金額
・以下のすべての要件を満たす場合 ①事業用資産の損害額(注)が、資産価格の 1/3 以上 ②事業税の課税標準となる前年の所得金額が、1 千万円以下 ③事業税の納期限が、災害の日以後に到来	事業税の課税標準額が 230 万円以下 …事業税額の全部 230 万円超 480 万円以下 …事業税額の 1/2 480 万円超 …事業税額の 1/3
・上記に該当しない場合で、以下のすべての要件を満たす場合 ①事業用資産および住宅、家財の損害額(注)が、資産等の価格の 1/4 以上 ②前年の所得金額が、500 万円以下 ③事業税の納期限が、災害の日以後に到来	損害額(注)の割合が 1/2 以上 …事業税額の全部 1/4 以上 1/2 未満 …事業税額の 1/2

(注)保険金等により補てんされるべき金額を除きます。

【申請に必要な書類等】

- ①県税災害減免申請書(別記様式)
- ②個人の事業税に係る損害状況等(付表1)
- ③その他の県税に係る損害状況等兼損害資産等の明細(付表2)
- ④官公署が発行する、り災証明書又は被災証明書
- ⑤保険金等の補てんがあった場合は、その補てん金額を証する書類
- ⑥損害金額やその内訳等が確認できる書類

※上記以外にも、状況等に応じ、他の書類を提出していただくことがあります。

●不動産取得税

【減免の対象となる不動産】

- (1)不動産の取得日からその不動産取得税の納期限までの間に、災害により著しく不動産の価格を減じた場合
- (2)災害により滅失した不動産の代替不動産を、滅失日から3年以内に取得した場合
(要件)災害により不動産を滅失した者が、当該滅失不動産に代わるものと認められる不動産を取得したとき

【減免の内容】

(1)の場合

災害により被害を受けた不動産に係る不動産取得税の税額から、被害の程度に応じた額を減免します。

(2)の場合

代替不動産に係る不動産取得税の税額から、滅失した不動産の被害の程度に応じた額を減免します。((1)の減免を受けた場合はその額を除きます。)

※ 減免される額は、被害を受けた不動産に係る固定資産台帳登録価格から、保険金等により補てんされる金額を除き算定します。

【申請に必要な書類等】

- ①県税災害減免申請書及び付表 3
- ②官公署が発行する、り災証明書又は被災証明書
- ③市町村が発行する固定資産評価証明書
(被害を受けた年の1月1日現在のもの)
- ④保険金等の補てんがあった場合は、その補てん金額を証する書類

●その他の県税

「その他の県税」には、個人の県民税、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び特別徴収の方法による軽油引取税・産業廃棄物税は含まれません。

【減免の要件】

以下のすべての要件を満たす場合

- ①資産等を滅失・損壊し、納税資力がなくなると認められる
- ②税の納期限が、災害の日以後に到来

【減免の内容】

その年度における税額の全部

【申請に必要な書類等】

- ①県税災害減免申請書及び付表 2
- ②官公署が発行する、り災証明書又は被災証明書
- ③軽減又は免除を受けようとする理由を証するに足る書面

●災害による県税の申告・納税等の期限延長について

災害を受けたことにより、期限までに申告書など書類の提出または納税を行うことが困難と認められる場合、申請により提出期限の延長または納期限が延長される場合があります。

【申請書の提出期限】

災害がやんだ日から7日以内

【期限の延長期間】

災害がやんだ日から2月以内

【申請に必要な書類等】

- ①期限延長申請書
- ②官公署が発行する、り災証明書又は被災証明書

●災害により納付困難となった場合の徴収猶予について

納税者等が、その財産につき災害を受けたことにより、納付すべき県税を一度に納付することができないと認められる場合、申請により徴収猶予を受けることができます。

なお、納税の期限延長適用後、徴収猶予を受けることもできます。

【猶予期間】

1年の範囲内で、財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納できる期間

【申請に必要な書類等】

- ①徴収猶予申請書
- ②官公署が発行する、り災証明書又は被災証明書
- ③財産目録及び収支の明細書

ただし、猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合は、上記の書類に代え、財産収支状況書を提出してください。

- ④猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供

ただし、次のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

ア 猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合

イ 猶予を受ける期間が3ヶ月以内である場合

ウ 担保として提供できる財産が無いなど特別な事情がある場合

※詳しくは、下記の大分県税事務所または自動車税管理室にお問い合わせください。

【申請窓口】・【相談窓口】

大分県税事務所 097-506-5771

自動車税管理室 097-552-1121

5-2 証明書の交付手数料

5-2-1 手数料等の減免(税証明書)

証明書を必要とする者について災害により財産が相当な損失を受けたと認められる場合、災害の復旧のために証明書を使用する場合、手数料を減免します。

【対象となる方】

災害により財産が相当な損失を受けたと認められる方

【要件】

罹災証明書等の提示または写しの提出

【必要なもの】

罹災証明書等の提示または写しの提出

【申請窓口】

税証明交付窓口
(税制課、各支所・連絡所、各資産税事務所)

【相談窓口】

財務部 税制課 連絡先 097-537-5673

5-2-2 証明手数料等の免除

災害により、被災者が必要とする証明書等、被災者が印鑑登録証を亡失した場合の再交付、臨時運行許可を要する場合の申請に対する審査について手数料を免除します。

【対象となる方】

災害により被災した方

【要件】

公的機関が発行した罹災証明書又は被災したことを証明する書類を添付する

【申請窓口】

市民課・各支所

【相談窓口】

市民部 市民課 連絡先 097-537-5615

5-2-3 個人番号カード再発行の手数料無料

マイナンバーカードの交付を受けている者が、天災その他本人の責めによらない理由により当該マイナンバーカードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合または当該マイナンバーカードの機能が損なわれた場合のマイナンバーカードの再発行を行う場合、手数料を免除します。

【対象となる方】

災害によりマイナンバーカードを紛失等した場合のマイナンバーカードの再発行を希望される方

【必要な疎明資料】

罹災証明書等の提示または写しの提出

【申請窓口】

市民課および各支所

【相談窓口】

市民部 市民課 マイナンバーカード交付担当班 連絡先 097-537-7298

5-3 公共料金・使用料等

5-3-1 公共料金・使用料等の特別措置

施設利用者が火災、震災、風水害その他これらに類する災害により支払いが困難であると認められる場合、使用料を減免します。

【対象となる施設使用料】

大分市葬斎場及び佐賀関火葬場・・・火葬室使用料、待合室使用料、霊安室使用料、式場使用料、控室使用料

【対象となる方】

施設使用許可申請者のうち、住家の被害を受けられた方

【必要書類】

① 罹災証明書

※罹災証明書の発行が間に合わない場合は、被害程度が分かる書類(写真等)

② 施設使用許可申請書

③ 大分市葬斎場使用料減免申請書

【申請窓口】

市民部 市民課戸籍担当班、各支所

【相談窓口】

市民部 市民課葬斎場 連絡先 097-597-6671

5-3-2 水道料金のお支払い期日の延長

お客様から申し出があった場合に、支払期日の延長のご相談に応じます。
※令和7年11月請求分(12月1日納期限)のお支払い期日の延長についてもご
相談に応じます。

【対象となる方】

佐賀関地区大規模火災により被災されたお客様

【要件】

佐賀関地区大規模火災により被災されたお客様

【必要なもの】

特になし

【申請窓口】

中央料金センター 連絡先 097-538-2416

【相談窓口】

上下水道局 営業課 連絡先 097-538-2416

5-4 医療費・保険料・年金

5-4-1 国民健康保険の窓口負担の減免措置等

国民健康保険、の窓口負担について、減免措置等が講じられます。

国民健康保険料及び後期高齢者医療制度の保険料及び窓口負担の減免等	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予などの措置が講じられる場合がある。
健康保険料等の被保険者等の窓口負担の減免	健康保険等の被保険者等について、窓口負担の減免措置が講じられる場合がある。

【対象となる方】

災害等による収入の減少などの特別な理由により、窓口負担の支払いが困難と認められる者

保険者によって取り扱いが異なるため、ご加入の保険者にご確認ください。

【要件】

窓口負担(一部負担金)の減免・徴収猶予

適用条件 1: 災害(火災、風水害等)により住宅や家財に重大な損害を受けた場合。

適用条件 2: 失業や事業の著しい損失、その他特別な事情により収入が大幅に減少した場合。

適用条件 3: 上記条件を満たす者のうち、預貯金や実収入が一定の基準以下の者

窓口負担の免除を受けるには、保険者が発行する「健康保険一部負担金等免除証明書」等をマイナ保険証・資格確認書・被保険者証とともに医療機関へ提示する必要があります。

【必要なもの】

世帯全員の収入状況が分かる書類、預貯金の通帳、居宅の賃貸契約書等

※食事療養費やベッド差額などは非該当

※必要書類は国保年金課にお問い合わせください。

【申請窓口】

大分市国保年金課給付担当班

【相談窓口】

市民部 国保年金課 連絡先 097-537-5735

5-4-2 国民年金保険料の免除

国民年金保険料の免除

【対象となる方】

災害等により、被害金額が財産価値のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けたとき

【要件】

天災などで被災され、国民年金保険料を納付することが著しく困難であるときは、住宅、家財、その他の財産について、被害金額がその価格のおおむね 2 分の 1 以上の損害を受けた国民年金第 1 号被保険者については、申請により、国民年金保険料の全部または一部が免除になります。

(1)対象者と被災状況

国民年金第 1 号被保険者、世帯主、配偶者、または被保険者、世帯主もしくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)が、その価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた場合

(2)申請された免除の審査

申請書に添付された被災状況届等に記載されている状況から、被害が最も大きい財産に係る損害が 2 分の 1 以上であることを確認します。

【必要なもの】

※詳しくは、大分年金事務所(電話 097-552-1211 自動音声案内 2→2)へお問い合わせください。

【申請窓口】

日本年金機構大分年金事務所
大分市市民部国保年金課(国民年金室)、各支所

【相談窓口】

日本年金機構大分年金事務所 連絡先 097-552-1211 自動音声案内2→2
市民部 国保年金課(国民年金室) 連絡先 097-537-5617

5-4-3 国民健康保険税の減免

対象者は国民健康保険税の減免措置が講じられます。

【対象となる方】

74 歳以下の国民健康保険に加入する者

【必要なもの】

令和7年11月佐賀関大規模火災による大分市税・料の減免申請書
罹災証明書
(必要に応じて別途審査書類の提出をお願いする場合があります。)

【申請窓口】

大分市市民部国保年金課賦課・資格担当班、各支所

【相談窓口】

市民部 国保年金課 連絡先 097-537-5736

5-4-4 後期高齢者医療保険一部負担金等の免除

医療機関で支払う一部負担金の支払が困難であると認められる場合は、一部負担金の免除を受けられます。

【対象となる方】

75 歳以上の方、または、65 歳以上 75 歳未満で一定の障害がある方(後者については任意加入)

【必要なもの】

罹災証明書、申請書

【申請窓口】

大分市国保年金課給付担当班

【相談窓口】

市民部 国保年金課 連絡先 097-537-5735

5-4-5 後期高齢者医療保険料の減免

対象者は後期高齢者医療保険料の減免措置が講じられます。

【対象となる方】

75 歳以上の方、または、65 歳以上 75 歳未満で一定の障害がある方（後者については任意加入）

【必要なもの】

令和7年11月佐賀関大規模火災による大分市税・料の減免申請書
罹災証明書

（必要に応じて別途審査書類の提出をお願いする場合があります。）

【申請窓口】

大分市市民部国保年金課賦課・資格担当班、各支所

【相談窓口】

市民部 国保年金課 連絡先 097-537-5736

5-4-6 国民健康保険税の徴収猶予

申請に基づき、一年以内の期間を限って徴収を猶予することができます。

【対象となる方】

災害を受け、国民健康保険税を一時に納付できないと認められる者

【要件】

財産について災害による損害を受けたこと

【必要なもの】

徴収の猶予申請書、罹災証明書等

個人ごとに必要な書類が異なる場合があります。詳しくは担当課までお問合せください。

【申請窓口】

大分市国保年金課収納担当班

【相談窓口】

市民部 国保年金課 連絡先 097-537-5738

5-4-7 年金受給権者の支給停止解除

年金受給権者の支給停止解除

【対象となる方】

年金・給付金(※)の受給権者等で、所得があるために年金の一部または全部が支給停止されている人で、震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について、おおむね 2 分の 1 以上の損害を受けられた場合

○対象となる年金・給付金

- ・20 歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の受給権者
(年金コード 2650・6350)
- ・老齢福祉年金の受給権者
- ・特別障害給付金の受給資格者

【要件】

年金受給権者の支給停止解除

次の年金・給付金(※)の受給権者等で、所得があるために年金の一部または全部が支給停止されている人で、震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について、おおむね 2 分の 1 以上の損害を受けられた場合は、本人からの申請に基づき、損害を受けた月から支給停止を解除し、翌年 7 月までは支給停止せず、給付します。

なお、翌年 7 月に送付する所得状況届により前年の所得確認を行いますが、その所得が所得制限額を超えていた場合は、損害を受けた月までさかのぼって支給停止が行われます。

○対象となる年金・給付金

- ・20 歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の受給権者
(年金コード 2650・6350)
- ・老齢福祉年金の受給権者
- ・特別障害給付金の受給資格者

【必要なもの】

※詳しくは、大分年金事務所(電話 097-552-1211 自動音声案内 1→2)へお問い合わせください。

【申請窓口】

日本年金機構大分年金事務所

【相談窓口】

日本年金機構大分年金事務所 連絡先 097-552-1211 自動音声案内 1→2

5-5 高齢者福祉

5-5-1 介護保険サービス利用者負担額等の減免

災害等の特別な事情により、在宅サービスや施設サービス、福祉用具の購入、住宅改修の費用の1割から3割を負担することが一時的に困難な要介護者・要支援者について利用者負担が減額または免除されます。

【対象となる方】

要介護被保険者
要支援被保険者

【要件】

要介護者やその世帯の主たる生計維持者が次の理由のときです。

- (1) 要介護者等・生計維持者が、震災、風水害、火災などで住宅等に著しい損害を受けたとき。
- (2) 生計維持者が、死亡したとき、心身の重大な障害や長期入院で収入が著しく減少したとき。
- (3) 生計維持者の収入が、事業の休廃止や著しい損失、失業等で著しく減少したとき。
- (4) 生計維持者の収入が、干ばつ、冷害などの農作物の不作不漁などで著しく減少したとき。

【必要なもの】

罹災証明書等

【申請窓口】

長寿福祉課 介護給付担当班

【相談窓口】

福祉保健部 長寿福祉課 連絡先 097-537-5742

5-5-2 介護保険料の減免

災害その他特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

【対象となる方】

本市に資格を有する 65 歳以上の被保険者

【要件】

- ①被保険者本人、またはその世帯の生計を主として維持する人が震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財などに著しい被害を受け、大分市の定める基準に該当する場合
- ②世帯の生計を主として維持する人が、長期の入院や事業の廃止、失業、農作物の不作などの理由により収入が著しく減少し、保険料の納付が困難と認められる場合

※その他、大分市 HP を参照してください。

【必要なもの】

罹災証明書等

【申請窓口】

福祉保健部 長寿福祉課 介護保険料担当班

【相談窓口】

福祉保健部 長寿福祉課 連絡先 097-537-5741

5-6 障がい者(児)福祉

5-6-1 自立支援医療費、補装具費の利用者負担の減免

- ・自立支援医療費…障がいの状態の軽減や機能の回復を図るための医療制度です。
- ・補装具費…障がいにより失われた身体機能の一部を補うための補装具費を支給し、日常生活の改善を図ることを目的とします。

【対象となる方】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者など

【要件】

○対象者(抜粋)

- (1) 補装具費支給対象障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 補装具費支給対象障害者等の属する世帯の生計を主として維持するものが死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 補装具費支給対象障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 補装具費支給対象障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

【必要なもの】

- ・市民税減免を受けたことが分かる書類
- ・罹災証明書

【申請・相談窓口】

福祉保健部 障害福祉課 連絡先 097-537-5786

5-6-2 「障害福祉サービス」及び「障害児通所支援事業」等に係る災害等による特例給付

障害福祉サービス

- ・家庭などで利用できる「訪問系サービス」
- ・通所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」
- ・入所施設等で住まいの場を提供する「居住系サービス」

障害児通所支援事業

- ・児童に対して、「生活能力の向上」「集団生活への適応」「社会との交流促進」などの支援を行います。

【対象となる方】

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者など

【要件】

介護給付費等にかかる支給決定事務等について(抜粋)

- (1)支給決定障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。
- (2)支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3)支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4)支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

【必要なもの】

- (1)介護給費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除申請書※
 - (2)減免申請理由が分かるもの(住宅の被害に関しては「罹災証明書」)
- ※利用しているサービスにより申請書が異なる場合があります。
(詳しくは事前にお問合せください)

【申請窓口】

福祉保健部 障害福祉課(15番窓口)

【相談窓口】

福祉保健部 障害福祉課 連絡先 097-537-5658

5-7 子育て・教育

5-7-1 母子父子寡婦福祉資金貸付金

- 1 母子父子寡婦福祉資金とは母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。
- 2 災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。

【対象となる方】

- 1 母子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象)
 - ① 母子家庭の母(配偶者のいない女子で現に児童を扶養している方)
 - ② 母子・父子福祉団体(法人)
 - ③ 父母のいない児童(20歳未満)
- 2 父子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象)
 - ① 父子家庭の父(配偶者のいない男子で現に児童を扶養している方)
 - ② 母子・父子福祉団体(法人)
 - ③ 父母のいない児童(20歳未満)
- 3 寡婦福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象)
 - ① 寡婦(かつて母子家庭の母であった方)
 - ② 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方

【要件】

○適用条件

- ・貸付条件には審査があります。
- ・子どもに対する貸付以外の資金は、原則、連帯保証人が必要です。
- ・子どもに対する貸付でも、連帯保証人が必要な場合があります。

○拡充、償還猶予

- ・住宅資金:通常 150 万円が全壊の場合 200 万円に拡充
- ・支払猶予申請があります。
- ・一部資金の償還までの据置期間延長があります。
- ・寡婦の所得制限の適用が対象外となります。

【必要なもの】

罹災証明等 ※詳細はお問い合わせください。

【申請窓口】

子どもすこやか部 子育て支援課 連絡先 097-537-5721

【相談窓口】

子どもすこやか部 子育て支援課 連絡先 097-537-5721

5-7-2 教科書等の無償給与(災害救助法)

災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。

【対象となる方】

災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒(特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む)が対象です。

【要件】

【限度額】

- ①教科書、正規の教材:実費
- ②文房具、通学用品及びその他の学用品:
 - 小学校児童 5,500 円以内
 - 中学校生徒 5,800 円以内
 - 高等学校等生徒 6,300 円以内

【救助期間】

災害発生の日から①教科書、教材:1か月以内、②文房具、通学用品及びその他の学用品:15 日以内(期間は特別基準の設定が可能)

【必要なもの】

罹災証明書(写)

【申請窓口】

大分県(高等学校)、大分市教育委員会(小・中学校)

【相談窓口】

教育部 学校教育課 連絡先 097-578-7543

5-7-3 児童扶養手当の特例措置

災害その他やむを得ない理由による認定請求(児童扶養手当法第7条第2項)及び災害により住宅・家財等の財産についてその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合の所得制限の特例措置(同法第12条)を適用します。

【対象となる方】

支給要件(同法第4条)に該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護している父または母、あるいは父母に代わってその児童を養育している方

【要件】

次の①または②に該当する方

①災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合

②災害により住宅や家財などの財産について、その価値のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合

※①手当の支給は、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めます。

※②損害を受けた月から翌年の十月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、所得制限を適用しません。

【相談・申請窓口】

子どもすこやか部 子育て支援課 連絡先 097-537-5793

5-7-4 児童養護施設等徴収金の減免

●児童福祉法第 56 条における児童措置費負担金

施設を利用する児童の扶養義務者の所得に応じ、徴収金を課します。

【対象となる方】

児童福祉法に基づく助産施設、母子生活支援施設、里親、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等を利用する児童の扶養義務者

【要件】

被災による収入減などにより負担金の納入が困難になった場合に、減免を受けることができます。減免を受ける場合は、県知事あて申請書の提出が必要となります。

【必要なもの】

負担金減額(免除)申請書

罹災証明書

収入減が証明できる書類

【申請窓口】

子どもすこやか部 子育て支援課 中央子ども家庭支援センター

連絡先 097-537-5688

【相談窓口】

子どもすこやか部 子育て支援課 中央子ども家庭支援センター

連絡先 097-537-5688

5-7-5 しらゆりハイツ(母子生活支援施設)

母子生活支援施設は 18 歳未満のこどもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭などが入所する施設です。

【費用】

利用者負担

光熱水費、食費等は各個人の負担となります

【必要なもの】

負担金等減免(免除)申請書、罹災証明書等 ※詳細はお問い合わせください。

【申請窓口】

子どもすこやか部 子育て支援課 しらゆりハイツ 連絡先 097-545-9502

【相談窓口】

子どもすこやか部 子育て支援課 しらゆりハイツ 連絡先 097-545-9502

6.事業者に関すること

6-1-1 小規模企業共済(災害時貸付)

借入限度額 原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7～9割を乗じて得た額(50万円以上で5万円の倍数となる額)と1,000万円のいずれか少ない額を貸し付けます。

借入利率:年0.9%(令和7年12月9日時点)

借入期間:借入金額500万円以下 36ヵ月 505万円以上 60ヵ月

償還方法:6ヵ月ごとの元金均等割賦償還

担保、保証人:不要

取扱期間:災害発生の日から 6ヵ月以内

借入窓口:商工組合中央金庫 本・支店で、原則、即日貸付が可能です。

【対象となる方】

50 万円以上の借入れの限度額を有する共済契約者であって、災害救助法が適用された災害の被災区域内に事業所を有し、かつ、当該災害の影響により次の 1. 又は 2.の要件に該当し、その旨の証明を商工会等から受けていること。

要件 1 被災区域内の事業所又は主要な資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること

要件 2 当該災害の影響を受けた後、原則として 1 月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれること

【要件】

適用条件等は上記のとおりです。 ※内容は経済産業省 HP より

【必要なもの】

①被災したことを証明する資料(市町村が発行する罹災証明書、商工会等から確認を受けた被災証明願(所定様式)等)

②独立行政法人中小企業基盤整備機構からの通知物(共済契約者の氏名及び共済契約者番号がわかるもの)

③実印、印鑑証明書(3ヵ月以内発行の原本)

④本人確認資料

⑤収入印紙

【申請窓口】

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室

【相談窓口】

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室

連絡先 050-5541-7171

6-1-2 災害対応資金

○信用保証料率

年 0.5%～2.2%(信用保証料は市が全額補助します)

※経営者保証なしで融資を希望される場合、経営状況等の要件により上記の信用保証料率に 0.25%または 0.45%の上乗せが発生することがあります。当該上乗せ分を含めた信用保証料に対し、市が全額補助します。

ただし、融資後の条件変更による追加の信用保証料については、補助の対象外となります。

○資金使途 :設備資金

○融資限度額 :2,000 万円

(既往債務がある場合は、その債務残高に応じて変更となる場合がある)

○融資利率 :0.9%

○融資期間 :1 年超 10 年以内(うち据置 2 年以内)

○担保および保証人

- ・担保は原則不要
- ・連帯保証人は、必要となる場合がある
(法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)

【対象となる方】

○国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度の対象となる者

- ・小規模企業者(従業員数 20 人以下【商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)は 5 人以下】)であること。

(注)商業とは卸売業、小売業(飲食店含む)

- ・被災時に市内に住所および事業所を有していること。
- ・市税を完納していること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※申込時に被災証明書の提出が必要です。

【要件】

適用条件等は上記のとおりです。 ※内容は大分市 HP より

【必要なもの】

- ・被災証明書
- ・市税完納証明書

【申請窓口】

申込先 取扱金融機関(株式会社大分銀行・株式会社豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、大分県信用組合、株式会社商工組合中央金庫、株式会社三井住友銀行、株式会社西日本シティ銀行、株式会社伊予銀行、株式会社北九州銀行、株式会社肥後銀行、株式会社愛媛銀行)の大分市内の本・支店

【相談窓口】

商工労働観光部 創業経営支援課 連絡先 097-585-6029

○ 被災者生活再建支援制度支援メニュー 一覧表

氏名		連絡先	
----	--	-----	--

番号	支援制度	相談窓口		該当
1	罹災証明書の発行	防災危機管理課	097-537-5664	
2-1-1	大分市佐賀関大規模火災見舞金	福祉保健課	097-537-5996	
2-1-2	生活福祉資金制度による貸付 (福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要な経費))	大分市社会福祉協議会 生活支援課	097-547-9562	
2-1-3	生活福祉資金制度による貸付 (福祉費(住居の移転等に必要な経費))	大分市社会福祉協議会 生活支援課	097-547-9562	
2-1-4	生活福祉資金制度による貸付 (緊急小口資金)	大分市社会福祉協議会 生活支援課	097-547-9562	
2-1-5	生活保護	・生活福祉課 生活福祉東部事務所 (鶴崎支所内) 生活福祉西部事務所 (植田支所内)	097-537-5706 097-527-2104 097-541-1254	
2-1-6	ハロートレーニング(公的職業訓練)	ハローワーク大分	097-534-8680	
2-1-7	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	住宅課	097-585-5072	
2-1-8	被災者生活再建支援金(国の制度)	福祉保健課	097-537-5996	
2-1-9	災害義援金	子ども企画課	097-574-6516	
2-2-1	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	福祉保健課	097-537-5996	
3-1-1	災害復興住宅融資(補修)	住宅課	097-585-5072	
3-1-2	生活福祉資金制度による貸付 (福祉費(住宅の補修等))	大分市社会福祉協議会 生活支援課	097-547-9562	
3-1-3	住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	建築課	097-537-5633	
3-1-4	住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	建築課	097-537-5633	
3-2-1	災害復興住宅融資(建設)	住宅課	097-585-5072	
3-2-2	災害復興住宅融資(購入)	住宅課	097-585-5072	
3-2-3	市営住宅への入居(災害被災者目的外使用)	住宅課	097-537-5977	
3-2-4	応急仮設住宅の供与	住宅課	097-537-5634	
4-1-1	佐賀関大規模火災に関する総合窓口 「市民サポートセンター」	市民サポートセンター	097-575-2419	
4-1-2	弁護士、司法書士、土地家屋調査士による無料法律相談	市民サポートセンター	097-575-2419	
5-1-1	市税の特別措置 (市民税、固定資産税、事業所税、軽自動車税)	税制課 市民税課 資産税課 納税課	097-537-7314 097-537-5729 097-537-5610 097-537-5691	
5-1-2	国税の特別措置	大分税務署	097-532-4171	
5-1-3	県税の特別措置 (自動車税種別割、個人事業税、不動産所得税、その他の県税)	大分県税事務所 自動車税管理室	097-506-5771 097-552-1121	
5-2-1	手数料等の減免(税証明書)	税制課	097-537-5673	
5-2-2	証明手数料等の免除	市民課	097-537-5615	
5-2-3	個人番号カード再発行の手数料無料	市民課	097-537-7298	
5-3-1	公共料金・使用料等の特別措置(葬祭場、火葬場)	市民課葬斎場	097-597-6671	
5-3-2	水道料金のお支払い期日の延長	上下水道局 営業課	097-538-2416	
5-4-1	国民健康保険の窓口負担の減免措置等	国保年金課	097-537-5735	

番号	支援制度	相談窓口		該当
5-4-2	国民年金保険料の免除	日本年金機構 大分年金事務所 国保年金課(国民年金室)	097-552-1211 自動音声案内2→2 097-537-5617	
5-4-3	国民健康保険税の減免	国保年金課	097-537-5736	
5-4-4	後期高齢者医療保険一部負担金等の免除	国保年金課	097-537-5735	
5-4-5	後期高齢者医療保険料の減免	国保年金課	097-537-5736	
5-4-6	国民健康保険税の徴収猶予	国保年金課	097-537-5738	
5-4-7	年金受給権者の支給停止解除	日本年金機構 大分年金事務所	097-552-1211 自動音声案内 1→2	
5-5-1	介護保険サービス利用者負担額等の減免	長寿福祉課	097-537-5742	
5-5-2	介護保険料の減免	長寿福祉課	097-537-5741	
5-6-1	自立支援医療費、補装具費の利用者負担の減免	障害福祉課	097-537-5786	
5-6-2	「障害福祉サービス」及び「障害児通所支援事業」等に 係る災害等による特例給付	障害福祉課	097-537-5658	
5-7-1	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子育て支援課	097-537-5721	
5-7-2	教科書等の無償給与(災害救助法)	学校教育課	097-578-7543	
5-7-3	児童扶養手当の特例措置	子育て支援課	097-537-5793	
5-7-4	児童養護施設等徴収金の減免	子育て支援課 中央子ども家 庭支援センター	097-537-5688	
5-7-5	しらゆりハイツ(母子生活支援施設)	子育て支援課 しらゆりハイツ	097-545-9502	
6-1-1	小規模企業共済(災害時貸付)	中小企業基盤整備機構 共済相談室	050-5541-7171	
6-1-2	災害対応資金	創業経営支援課	097-585-6029	



大分市
Oita City